

令和6年11月28日

平塚市監査委員	市川	喜久江
同	城田	孝子
同	山原	栄一
同	秋澤	雅久

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の対象範囲及び対象施設

監査の対象とした施設の令和6年度の財務に関する事務の執行（公民館を除く。）及び施設・備品の管理事務（施設の管理事務は下線部の施設で実施）

（1）対象公民館 7館

大原公民館、神田公民館、金目公民館、旭南公民館、金田公民館、松原公民館、八幡公民館

（2）対象学校 10小学校、5中学校

金目小学校、旭小学校、勝原小学校、岡崎小学校、山下小学校、土屋小学校、金田小学校、みずほ小学校、松延小学校、吉沢小学校、金目中学校、山城中学校、金旭中学校、旭陵中学校、土沢中学校

2 監査の実施期間

令和6年9月2日から10月31日まで

3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか（公民館を除く。）、施設の管理及び備品の管理が適正に行われているか等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

なお、今年度は、大原公民館、松延小学校、旭陵中学校の現地視察を実施した。

監査項目

- （1）経理事務
- （2）施設の管理
- （3）備品の管理

なお、（2）施設の管理については、令和5年度及び4年度に実施した建築基準法第12条に基づく点検結果で指摘された要是正状況等の確認を行った。ただし、公民館のうちこの点検の対象とならない館においては、自主点検の結果に基づき確認を行った。

4 関係書類

財務の執行に関する書類、施設の管理に関する書類、備品の管理に関する書類等

5 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

なお、学校施設の修繕については、児童生徒の安心・安全を最優先に対応されたい。また、既存不適格とされている防火扉及びシャッターは、修繕計画に滞りなく対応されたい。

(1) 公民館 7 館

公民館名	監査結果
大原公民館	1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は計画的な補修又は経過観察を要すると認められた。 ① 1 階外部ポーチ 左側タイルの浮き ② 1 階調理実習室、談話ロビー、風除室、和室、3 階集会室 排煙窓開閉不可 ③ 3 階外部階段 手すりクラック ④ 3 階屋上階段 外壁クラック ⑤ 屋上 伸縮目地劣化 ⑥ 1 階非常用照明 不点灯、充電ランプ不点灯 ⑦ 1 階・3 階防火シャッター 危害防止装置未設置（既存不適格） 2 備品については、4 2 点中 4 2 点を実査し、良好に管理されていた。
神田公民館	1 備品については、4 9 点中 4 9 点を実査し、良好に管理されていた。
金目公民館	1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は計画的な補修又は経過観察を要すると認められた。 ① 1 階外 地盤沈下 ② 1 階・2 階廊下、1 階女子ロッカー室 壁クラック ③ 2 階ギャラリー モルタル塗装剥離、壁クラック ④ 1 階ホール図書室・実習室前非常用照明 点検紐破損 ⑤ 1 階・2 階非常用照明 不点灯、充電ランプ不点灯 ⑥ 2 階防火扉 運動エネルギー 1 0 J 超過（既存不適格） 2 備品については、9 2 点中 4 6 点を実査し、良好に管理されていた。
旭南公民館	1 備品については、9 9 点中 4 5 点を実査し、良好に管理されていた。
金田公民館	1 備品については、7 6 点中 3 7 点を実査し、良好に管理されていた。
松原公民館	1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は計画的な補修又は経過観察を要すると認められた。 ① 公民館 正面と裏口のアーチ破損 ② 公民館 外壁クラック ③ 公民館 2 階ホール 窓ガラスの亀裂 ④ 公民館 1 階事務室 漏水、照明の一部不点灯 ⑤ 公民館 2 階会議室 漏水 ⑥ 公民館 2 階集会室 照明の一部不点灯

公民館名	監査結果
	⑦自転車置場 塗膜の剥がれ、フェンスの破れ 2 備品については、28点中28点を実査し、良好に管理されていた。
八幡公民館	1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は計画的な補修又は経過観察を要すると認められた。 ①公民館 複数の窓・網戸の開閉不良 ②公民館 フェンス 基礎の亀裂、破れ数か所 ③公民館 一部蛍光灯のちらつき ④自転車置場 フェンス 基礎の亀裂、破れ数か所 2 備品については、19点中19点を実査し、良好に管理されていた。

(2) 学校

ア 小学校 10校

小学校名	監査結果
金目小学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は計画的な補修又は経過観察を要すると認められた。 【施設】 ①南棟校舎 防火扉 運動エネルギー10J超過（既存不適格） ②北棟校舎 防火シャッター 危害防止装置未設置（既存不適格） ③北棟校舎 防火シャッター 縦穴区画にC型スラットが使われている（既存不適格） 3 備品については、348点中32点を実査し、良好に管理されていた。
旭小学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 備品については、352点中33点を実査し、良好に管理されていた。
勝原小学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は計画的な補修又は経過観察を要すると認められた。 【施設】 ①屋内運動場 渡り廊下エクспанション部に爆裂あり ②北棟校舎、南棟校舎、屋内運動場 防火シャッター 危害防止装置未設置（既存不適格） 【遊具】 ①木製平均台 腐朽 ②バスケットボール（パイプ） 防護マット未設置、腐食、筋交いの溶接剥がれ 3 備品については、337点中38点を実査し、良好に管理されていた。
岡崎小学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 備品については、269点中32点を実査し、良好に管理されていた。
山下小学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の

小学校名	監査結果
	箇所は計画的な補修又は経過観察を要すると認められた。 【施設】 ①校舎 防火扉 運動エネルギー 10 J 超過（既存不適格） ②校舎 防火シャッター 危害防止装置未設置（既存不適格） 【遊具】 ①ブランコ 腐食、塗装剥離、ロックチェーン・座板金具の摩耗、フック外れ防止カバーの破損 ②登り棒 塗装剥離、腐食、接合部のガタツキ 3 備品については、368点中38点を実査し、良好に管理されていた。
土屋小学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 備品については、153点中28点を実査し、良好に管理されていた。
金田小学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 備品については、297点中27点を実査し、良好に管理されていた。
みずほ小学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は計画的な補修又は経過観察を要すると認められた。 【施設】 ①校舎 防火シャッター 危害防止装置未設置（既存不適格） 3 備品については、258点中36点を実査し、良好に管理されていた。
松延小学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は計画的な補修又は経過観察を要すると認められた。 【施設】 ①校舎 防火シャッター 危害防止装置未設置（既存不適格） 【遊具】 ①高鉄棒 握り棒の腐食 3 備品については、332点中36点を実査し、良好に管理されていた。
吉沢小学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 備品については、266点中30点を実査し、良好に管理されていた。

イ 中学校 5校

中学校名	監査結果
金目中学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は計画的な補修又は経過観察を要すると認められた。 【施設】 ①校舎 地盤の不同沈下、犬走りのクラック ②校舎 防火シャッター 危害防止装置未設置（既存不適格） 【屋外体育器具】 ①バスケットゴール 防護マット未設置 ②高鉄棒 控え柱のガタツキ、支柱・接合部の腐食、握り棒が回転

中学校名	監査結果
	③低鉄棒 支柱・接合部の腐食、握り棒が回転 ④バックネット ネットの破損、コンクリートの亀裂 3 備品については、390点中40点を実査し、良好に管理されていた。
山城中学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 備品については、425点中44点を実査し、良好に管理されていた。
金旭中学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 備品については、474点中45点を実査し、良好に管理されていた。
旭陵中学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は計画的な補修又は経過観察を要すると認められた。 【施設】 ①校舎 防火シャッター 危害防止装置未設置（既存不適格） ②校舎 防火扉 運動エネルギー10J超過（既存不適格） 【屋外体育器具】 ①アルミサッカーゴール ゴールネットの破損、塗装剥離、防護マット未設置 3 備品については、478点中45点を実査し、良好に管理されていた。
土沢中学校	1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。 2 備品については、362点中46点を実査し、良好に管理されていた。

以 上